

緊急小修繕登録申請書及びその添付書類の記載要領

この記載要領には、緊急小修繕登録申請書及びその添付書類の書き方等が記載されています。登録審査は緊急小修繕登録申請書及びその添付書類に基づいて行いますので、緊急小修繕登録申請書類の記入に当たっては、この記載要領をよく読んで正確に記入し、誤りや記入漏れ等で不利にならないように注意してください。

1 全般的な留意事項

- (1) 緊急小修繕登録申請書類に虚偽の記載等をした場合は、登録審査を取り消すことがあります。
- (2) 数字はすべて算用数字で記入してください。
- (3) 記入には黒（青）の万年筆又はボールペンを使用し、楷書で鮮明に記入してください。ゴム印が使用できる箇所は使用していただきても差し支えありません。また、商号又は名称及び氏名にふりがなが記入されていないことが多々ありますので注意してください。
- (4) 持参による提出の場合は、綴じ紐やファイルに綴じないでダブルクリップ等で提出書類を一つにまとめて散逸しないようにしてください。
- (5) 訂正する場合は、二本線で抹消し、その上段に、訂正後の字句等を記入してください。ただし、申請者の委任状を持参した場合は、代理人により字句等を訂正することができます。

2 緊急小修繕登録申請書（別記第1号様式）

- (1) 申請者欄にその所在地、商号又は名称、代表者職氏名、電話番号及びFAX番号を記入してください。
また、和歌山県総務部総務管理局管財課が行う緊急小修繕の登録に代理人を選任し登録しようとする場合は、併せて代理人欄に当該代理人の所在地、商号又は名称、職氏名、電話番号及びFAX番号を記入してください。
- (2) 申請者欄で登記上の所在地が実際に営業している所在地と異なる場合は、実際に営業している所在地を記入し、その上段に登記上の所在地を（）書きで記入してください。
- (3) 登録を希望する業種に○で囲ってください。なお、登録希望業種については、和歌山県国土整備部の入札参加資格認定を受けている業種に限ります。
- (4) 今回初めて登録を希望する業種の場合は新規に○を、継続の場合は継続に○をしてください。
- (5) 緊急小修繕登録申請書類提出後の審査期間において、再度聴取したい事項等が発生した場合に対応できるよう、記載担当者欄には、当該聴取に対応で

きる担当者の氏名及び所属、連絡先等を記入してください。

(6) 今回の審査基準日は、令和7年12月1日です。

(7) 和歌山市内に本店又は本社がない場合は、和歌山市内に支店若しくは営業所があることを証明する書類を添付してください。

3 経営状況調書（別記第2号の1様式）

各欄に付した番号順に説明します。

- ① 営業年数を記載してください。
- ② 従業員数（全体）を記載してください。
- ③ 直前事業年度の決算の資本金を記載してください。
- ④ 建設業許可に係る許可番号及び許可業種を記載してください。

（例）許可番号：般－3 第12345号、許可業種：建・管

- ⑤⑥ 直前事業年度における完成工事高を登録希望業種毎に記載してください。

4 修繕履歴書（別記第2号の2様式）

- ① 登録希望業種毎に作成してください。
- ② 基準日前5年間の官公庁の庁舎、職員住宅若しくは公営住宅又は民間の共同住宅（20戸以上のものに限る）について記入してください。
- ③ 元請又は下請の区別において、下請の場合であっても、元発注者が官公庁であれば、発注者欄の上段に元請業者、下段に（）書きで官公庁名を記入してください。

5 修繕実績を証明する書類

基準日前5年間に和歌山県総務部総務管理局管財課発注の修繕実績がない場合に限り、請書、契約書等の写しを、登録希望業務毎に一部ずつ添付してください。

6 連絡体制表（別記第3号様式）

緊急小修繕発注時に実際に施工する体制（支店等が施工する場合は支店等に係る体制）を記入してください。なお、緊急小修繕は夜間・休日に発生する場合もあるので、必ず連絡の取ることができる連絡先を記入してください。

7 委任状（別記第4号様式）

- (1) 和歌山県総務部総務管理局管財課における緊急小修繕に代理人を選任し参加しようとする場合に提出し、緊急小修繕登録有効期間中は代理人の氏名で見積等が行えます。
- (2) 選任することができる代理人は1名のみです。
- (3) 代理人の権限については、委任状に記載しているとおりとし、委任期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

8 和歌山県県土整備部から通知された「入札参加資格認定通知書」の写し

和歌山県県土整備部において入札に係る資格審査を受け、認定を受けた有効期間中の通知書の写しを添付してください。

9 所在地見取図（別記第5号様式）

- (1) 代理人を選任しない法人及び個人にあっては本社の欄に所在地周辺の見取図を記入又は地図等をコピーのうえ貼り付けて提出してください。
- (2) 代理人を選任する法人等にあっては本社等の所在地を本社の欄に、また、代理人の所属する営業所等の所在地を、取引しようとする支店等の欄にそれぞれ記入又は地図等のコピーを貼り付けて提出してください。

11 その他の事項

(1) 登録事項に変更があった場合

緊急小修繕登録申請書類提出後又は登録後次に掲げる事項に該当する変更があった場合、速やかに緊急小修繕登録事項変更届（別記第7号様式）によりその旨を届け出してください。

- ア 営業を休止し、又は廃止したとき
- イ 営業規模を著しく変更したとき
- ウ 商号又は名称を変更したとき
- エ 本店又は営業所等の所在地を変更したとき
- オ 登録申請者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を変更したとき
- カ 代理人を変更したとき
- キ その他、登録内容に変更のあったとき

(2) 登録を承継する場合

登録者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その承継する営業に係る登録を承継することができます。この場合、登録を承継しようとする者は、緊急小修繕承継申請書（別記第8号様式）に当該承継の事実を証明する書類を添付して提出してください。

- ア 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人
- イ 個人事業主が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなった場合におけるその2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
- ウ 個人事業主がその事業に関し法人を設立した場合におけるその法人
- エ 法人が合併した場合における合併後存続する法人又は合併により設立される法人
- オ その他知事がこれらに類すると認める者

(3) 緊急小修繕の登録に関する事務を担当する部局

緊急小修繕の登録業者の公募及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとします。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地

和歌山県小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2213

FAX番号 073-441-2248